

## パパ・トイレ整備事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 パパ・トイレ整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）、健康福祉部こども未来課所管補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、父親が利用しやすい乳幼児対応トイレの整備に要する費用の一部を助成することにより、父親が子育てしやすい環境づくりを進めることを目的とする。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 市町
- (2) 「ふく育」応援団参加店舗・企業（以下、「ふく育」応援団という。）

### (補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、乳幼児連れの利用が想定される公共施設や店舗等において、父親が利用しやすい乳幼児対応トイレを整備することにより、父親が子育てしやすい環境づくりを進める事業とする。

### (補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助基準額、補助率は、次のとおりとする。

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象経費 | 男性トイレ（男女兼用を含む）等におけるおむつ交換台、ベビーチェア、着替え台、荷物置台等の購入・設置および設置スペースの確保にかかる経費<br>（備品購入費、需用費、役務費、委託料、修繕費、工事費） |
| 補助基準額  | 2,000千円／施設・店舗  |
| 補助率    | 市町 1／2（補助額の上限1,000千円）<br>「ふく育」応援団 3／4（補助額の上限1,500千円）   |

2 前項の規定にかかわらず、この補助金以外に国、地方公共団体、法人等からの助成を受ける経費については補助対象としない。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助基準額と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度知事が別に定める日とする。

(状況報告および検査)

第8条 規則第10条の規定による状況報告書の様式およびその提出期限は、毎年度知事が別に定めるものとする。

2 知事は、必要があると認められるときは、補助事業者から報告を求め、もしくは、事業の施行に関し補助事業者に対し必要な指示をし、または、関係職員に帳票その他の関係書類を検査させることができる。

(実績報告の提出)

第9条 規則第12条の規定による実績報告の提出期限は、様式第2号により、事業完了のあった日から起算して1箇月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第13条による補助金の額を確定した後に交付する。

(証拠書類等の整備および保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(標識の掲示等)

第12条 補助事業者は、本補助金により整備したトイレに別に定める標識を掲示することとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から適用する。